

社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い(局長通知)改正案について

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて—新旧対照表—

(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">別紙 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い</p> <p>1～14 (略)</p> <p>15 満期保有目的の債券について(会計基準省令第4条第5項関係)</p> <p>(1) 評価について</p> <p>満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(2) 保有目的の変更等について</p> <p>満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるため、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。</p> <p><u>満期保有目的の債券に分類している債券のうち、その一部を満期保有目的の債券以外の有価証券への振替又は償還期限前に売却を行った場合には、満期まで保有する意思を変更したものとして、他の満期保有目的の債券についても、満期保有目的以外の有価証券に保有目的を変更しなければならない。さらに、当該変更を行った年度及びその翌年度においては、新たに取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない。ただし、債券の発行者の信用状態の著しい悪化等により、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益が生じることが合理的に見込まれる場合は、満期まで保有する意思を変更したものとしない。したがって、保有目的の変更を行う必要はない。</u></p>	<p style="text-align: center;">別紙 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い</p> <p>1～14 (略)</p> <p>15 満期保有目的の債券について(会計基準省令第4条第5項関係)</p> <p>(1) 評価について</p> <p>満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(2) 保有目的の変更について</p> <p>満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるため、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。</p> <p><u>(新設)</u></p>